

建設工事電子競争入札心得

高知県公営企業局

(趣旨)

第1条 高知県公営企業局発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）のうち、電磁的記録を用いた競争入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「規程」という。）及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年企業局管理規程第9号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 電子入札によらない競争入札の取扱いについては、建設工事競争入札心得（平成20年4月23日制定）による。

(電子入札に参加できる者)

第2条 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札においては、別に定める方法により一般競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出した者

(2) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者

2 一般競争入札は、開札後に落札者となり得る者（有効な入札を行い、かつ失格となっていない者のうち、総合評価方式にあつては評価値の最も高い者、その他の入札では入札価格の最も低い者。以下「落札候補者」という。）から必要な追加書類の提出を求め、入札参加資格を確認する審査（以下「事後審査」という。）、総合評価方式に係る評価の確認等を行う。ただし、入札公告において別に定める場合は、この限りではない。

(入札保証金)

第3条 電子入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に規程第6条（規程第17条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規程第6条ただし書（規程第17条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、一般競争入札においては公告で定める入札期間に、指名競争入札においては指名通知書で別に定める日から入札期限までの間に（以下いずれも「入札期間」という。）、電子入札システムの入力画面から入札金額を登録するものとする。ただし、入札実施機関が別の方法によることを指示した場合には、この限りではない。

なお、一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行うことがあらかじめ示されたものについては、入札期間の初日は質疑回答期限の日又はその日以降の日とする。

また、指名競争入札の閲覧用指名通知書において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事指名競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1267号土木部長通知）第2の4に定めるところによる。）を行うことがあらかじめ示されたものについては、入札期間の初日は質疑回答期限の翌日以降の日とする。

3 入札金額の登録と合わせて、電子入札システムの仕様で定める方法により、電子くじで使用するくじ番号を登録するものとする。

4 第2項の規定によらず、紙の入札書による入札を行う場合は、別に定めるところにより入札書（別記第

- 1号様式をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。
- 5 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額で入札しなければならない。
 - 6 入札の金額には、1円未満の端数を付することができない。1円未満の端数を付したものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
 - 7 電子入札に参加した者(以下「入札者」という。)は、既に行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。

(入札の基本的事項)

第5条 開札は、公告又は指名通知で定める日時に、電子入札システムにより行う。

- 2 前条第4項の入札については、別に定めるところにより、入札執行者が開封した後入札書記載の入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力し、他の登録された入札と併せて開札する。
- 3 前項の開札には、政令第167条の8第2項の規定に基づき、入札者を立ち合わせないものとする。
- 4 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき(第8条第1項に規定する別記第3-1号様式の提出による辞退の結果、入札参加者が1者となった場合を除く。)
 - (2) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為のほか、公正な入札を妨げる行為を行ってはならない。

(工事費内訳書)

- 第6条 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加者は、別に定めるところにより、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書(以下「工事費内訳書」という。)の電子ファイルを作成し、第4条第2項の登録時に添付して提出しなければならない。電子ファイルによる工事費内訳書の添付が困難な場合の取扱いについては、別に定める。
- 2 建設工事に係る競争入札において、第4条第4項による入札を行う者は、別に定めるところにより、工事費内訳書を併せて提出しなければならない。
 - 3 工事費内訳書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしも当該様式によらなくてもよいものとする。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。
- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
 - (2) 電子入札システムに障害が発生したとき(電子証明書の紛失・破損又は使用機器の不具合等、入札参加者の責によるものは除く。)
 - (3) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

(入札の辞退)

- 第8条 入札参加者又は入札者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、電子入札システムにより辞退することができる(開札日が同日の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争・事前審査方式)において、開札日の前日までに、別記第3-1号様式の提出により、辞退した場合を含む。)
- 2 第4条第4項による入札を行う者又は既に行った者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、別記第3号様式の提出により辞退することができる。
 - 3 入札を行わなかった者(第4条第2項の入札金額の登録又は同条第4項の入札書の提出をしなかった者

をいう。)は、入札を辞退したものとみなす。

- 4 前各項により入札を辞退した者(入札を辞退したものとみなされた者を含む。)は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 予定価格事後公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札
- (2) 第4条第4項の紙の入札書による入札において、入札者の記名及び押印(押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名又は連絡先(電話番号))を欠く入札書、誤字や脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、入札の金額が未記入の入札書、入札の金額の訂正が行われた入札書、押印を省略した場合に訂正や文字の挿入を行った入札書又は押印を省略した場合に開札時の連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書により行われた入札
- (3) 第6条による工事費内訳書を提出しないとき又は提出された工事費内訳書に記載事項の不足や不備(必要な工種・種別・細別等の記載がない場合や、入札金額と一致しないなど)があると判断されるとき(軽微な不足や不備は除く)
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。ただし、第3号及び第4号を除き、次条から第13条までの規定による落札者となり得る者又は落札候補者についてのみ判断する。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき(落札決定前に入札者が入札に参加する資格を喪失した場合を含む。)
 - (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。)が入札をしたとき
 - (3) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をしたとき
 - (4) 最低制限価格を下回る価格の入札をしたとき
 - (5) 第15条第2項のくじに参加しないとき
 - (6) 明らかに談合によると認められる入札をしたとき
 - (7) 第2条第2項の規定による追加書類を提出しないとき
- 2 前項第3号に該当する入札をした者で、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札した理由を記載した理由書の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。
- 3 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札について、次の各号のいずれかに該当する入札者は、失格とする。
- (1) 第13条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の調査を行い、契約を締結することが適当でないとされたとき(調査基準価格を下回る価格の入札を行った者から工事費内訳書の提出がなかったときを含む。)
 - (2) 第13条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の調査に協力しないと認められるとき(調査基準価格を下回る価格の入札を行った者が、当該調査を入札参加申請時にあらかじめ辞退しているとき又は失格調査後に辞退したときを含む。)
 - (3) 第16条第3項の規定により当該入札時に届け出た配置予定技術者を、別の建設工事競争入札参加のための配置予定技術者として届け出てその入札を落札したため、当該配置予定技術者の配置ができなくなったとき。
- 4 政令第167条の10の2第1項を適用した一般競争入札(以下「総合評価方式」という。)に係る施工計画の提案を求める場合において、当該提案が著しく不適当なものであると判断されるとき(提案のないときを含む。)は、その提案を行った者を失格とする。
- 5 一般競争入札において、事後審査で公告に示した入札参加資格要件を満たさず第1項第1号により失格と判断された者に対しては、別記第4号様式により失格通知を行う。

(落札者の決定方法)

第11条 次条及び第13条に規定する場合を除き、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（一般競争入札にあっては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

(最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法)

第12条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（一般競争入札にあっては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。

- 2 総合評価方式の落札者は、開札の結果、入札価格と、入札者の施工能力や配置予定技術者の能力その他当該工事の施工又は委託等業務における業務の実施に必要と認められる事項の評価により算定された評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格の範囲内である者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とする事ができる。
- 3 総合評価方式を適用した入札にあっては、事後審査において第2条第2項の規定により提出された追加書類を基に落札候補者について入札参加資格の有無を確認するとともに、総合評価方式に係る落札候補者の自己評価を確認して前項の評価値が確定した後に落札者を決定する。

(調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法)

第13条 低入札価格調査制度を適用して調査基準価格を設定し、契約締結の可否を調査のうえ落札者を決定する一般競争入札において、開札の結果、当該調査基準価格を下回る入札を行った者については工事費内訳書の内容の調査を行い、その結果当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事費内訳書の内容が別に定める失格基準に該当する場合を含む。）又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、政令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。

- 2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、当該調査を入札参加申請時にあらかじめ辞退している場合又は失格調査後に辞退する場合を除き、契約担当者等の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 第1項の調査により落札候補者を選定した後、事後審査において当該落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものとする。
- 4 前項までの規定は、総合評価方式において調査基準価格を定める場合に準用する。ただし、第1項中「政令第167条の10第1項の規定により」とあるのは「政令第167条の10の2第2項の規定により」と、「最低の価格をもって申込みした者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と読み替えるものとする。

(落札決定)

第14条 落札となる入札があったときは、直ちに落札者を決定してその旨を通知するとともに、第23条により入札結果を公表する。

- 2 落札者が得られない場合又は前条において調査基準価格を下回る入札書がある場合には、その入札の結果を公表する（第18条第1項又は第2項による入札の執行又は随意契約の見積合わせの執行を前提とする場合は、予定価格（事後公表とされたものに限る。）、最低制限価格及び調査基準価格を除く。）。
- 3 一般競争入札の落札決定は、別に定めるところにより開札後できる限り速やかに行うものとする。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第15条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子入札システムによるくじを実施し、落札者（事後審査によるものでは落札候補者）を決定する。総合評価方式において、同一の評価

値で落札候補者となり得る者が2者以上あるときも、同様とする。

- 2 入札者は、前項のくじへの参加を辞退することができない。くじの参加辞退等の意思表示があったとしても、これを認めない。

(入札の保留)

第16条 調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき又はやむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

- 2 前項においてやむを得ない事情で入札を保留したときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札者に通知しなければならない。
- 3 第1項において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われて入札が保留となったときは、第13条第2項の調査対象となる者を除く入札者は、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事競争入札の配置予定技術者として届け出ることができる。

(再度入札)

第17条 開札の結果、入札者全員の入札が予定価格を上回る等により、落札となるべき入札がない場合であって、初度入札に参加した者のうちで再度の入札に参加できる者があるときは、原則として開札日の翌日（閉庁日を含まない。）に再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。

- 2 建設工事に係る競争入札においては、再度入札に当たって、入札参加者は第6条第1項の工事費内訳書を提出しなければならない。第4条第4項により初度入札を行った者で電子入札システムにより再度入札が行えない者は、別に定めるところにより再度入札を行う。
- 3 再度入札は、2回まで行う（初度入札を含め、最大3回の入札を行う）。
- 4 再度入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思表示があったものとみなす。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退とみなされた者

(更改入札等)

第18条 入札不調（第5条第4項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことによる同一工事（業務）に係る入札（以下「更改入札」という。）を行う。

(1) 一般競争入札

入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。

(2) 指名競争入札

新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第5条第4項第1号による入札不成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。

- 2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行うことができる。

(1) 指名競争入札において、入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者

(2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者

(3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて、失格となった者を除き最低価格（総合評価方式においては最高の評価値）の入札者

- 3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

- 第19条 落札者は、契約書の案（公営企業局電気工水課のホームページに掲載するものとする。）に記名押印し、その他必要書類を添えて、これらを落札決定の日から閉庁日を含む14日以内に契約担当機関に提出しなければならない。ただし、提出の期日について契約担当者が別途定めた場合は、この限りではない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約を辞退したものとし、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第9号の規定により別に相手方を定めて随意契約の見積合わせを行うことができる。ただし、その随意契約により決定した相手方が前項に規定する契約書を提出しないときは、随意契約により新たな契約の相手方を決定することはできない。
 - 3 前項で別に定める相手方は、第11条から第13条までの規定により、契約書の案を提出しなかった落札者を除いたときに落札者となる者とする。
 - 4 落札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、当該落札決定を取り消す。この場合には、新たな競争入札の執行により落札者を決定する。
 - 5 前3項の規定のほか、落札者が契約を辞退する場合又は契約担当機関が落札決定を取り消す場合の取扱いについては、建設工事競争入札事務の手引（平成22年3月31日付け21高建管第1274号土木部長通知）において定める「契約辞退・落札決定取消の取扱いについて」の例による。

(現場代理人・技術者届等)

- 第20条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。
- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、落札決定を取り消す。一般競争入札においては、前項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者又は総合評価において配置予定若手技術者として届け出た現場代理人を理由なく変更したときも、同様とする。
 - 3 前項において落札決定を取り消す場合の取扱いについては、前条第4項及び第5項の規定を準用する。
 - 4 前3項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

(契約の保証金)

- 第21条 落札者は、契約の締結に際し、規程第22条1項の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規程第23条の規定により免除された場合又は規程第22条第2項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- 2 落札者は、契約の保証金の免除（規程第23条第7号による場合を除く。）又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(異議の申立て)

- 第22条 入札者は、入札後にこの心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

- 第23条 落札又は入札の結果は、別記第5号様式による入札記録にとりまとめて公表し、保存する。

附 則

この心得は、平成22年2月9日から施行する。

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

この心得は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 25 年 6 月 14 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。ただし、改正後の第 4 条第 4 項及び別記第 1 号様式の規定は、同日以後に入札を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

この心得は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 28 年 10 月 11 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、平成 31 年 4 月 17 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、令和 4 年 4 月 18 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

この心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。